

東京都臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

令和 4 年 11 月 28 日

4 福保保疾第 1357 号

最終改正 令和 8 年 7 月 9 日付 8 保医保疾第 748 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する難病指定医及び同項第 2 号に規定する協力難病指定医（以下、「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化等推進事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助し、臨床調査個人票のオンライン登録の促進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第 2 条 この補助金は、難病指定医等が勤務する医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン化に対応するために必要な業務システムの改修及びその他環境整備に係る経費のうち、東京都知事（以下、「知事」という。）が必要かつ適当であると認めたものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、別記第 1 号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査等に基づき、交付すべきと認めたものについて交付を決定するものとし、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、交付すべきと認められないものについて、不交付を決定するものとし、別記第2号の2様式による補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第6条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金交付決定通知書により通知を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

なお、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(承認事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した書面により申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を補助事業者へ通知する。

(事故報告等)

第10条 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに補助事業者等をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

- 2 前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、すみやかに補助事業者等にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等をして補助事業等の遂行の状況に関し報告させなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第12条 補助事業者等が提出する報告、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一十一条第二項の規定による調査等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

- 2 補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。
- 3 前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合させるための措置を指定

する期日までにとらないときは、第 17 条第一項(3)の規定により当該補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別記第 3 号様式による実績報告書を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助事業の完了とは、事業が終了し、かつ事業に係る全ての支払いが完了したときをいう。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 4 号様式による補助金の額の確定通知書により通知する。

(是正のための措置)

第 15 条 知事は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命じることができる。

2 第 13 条の規定による実績報告書は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、補助金の額が確定した後、確定払いにより交付するものとする。

(決定の取消)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反し

たとき。

- 2 前項の規定は、第 14 条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、第 8 条又は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者は、第 17 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領した日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第 2 項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 4 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 5 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 補助事業者等に対し補助金等の返還を命じ、補助事業者等が当該補助金等、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその

交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 21 条 補助事業者等が補助事業等により取得し、または効用を増加した機械及び器具、その他の財産については、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額または当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の経理等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(検査)

第 23 条 補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(消費税及び地方消費税の申告に係る仕入控除税額報告)

第 24 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 5 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 4 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。